

公示送達について

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 20 条の 2 及び近江八幡市税条例第 18 条の規定により公示送達します。
この送達すべき書類は当市役所において保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付します。

令和 8 年 8 月 4 日

近江八幡市長 徳永 久志

記

書類の表示	送達を受けるべき者の氏名、名称、事務所又は事業所
令和 5 年度 市県民税税額変更 （決定）通知書	和田 幹彦
令和 8 年度 市県民税納税通知書	瀧口 朋希
令和 8 年度 市県民税税額変更 （決定）通知書	DINH TRI CHUNG
令和 8 年度 市県民税税額変更 （決定）通知書	NGUYEN THI LAN PHUONG
令和 8 年度 市県民税税額変更 （決定）通知書	KIKI HAMDAN
令和 8 年度 市県民税税額変更 （決定）通知書	MUHAMMAD EKO NIRWANA
令和 8 年度 市県民税税額変更 （決定）通知書	ARGI HIANG PANGESTU
令和 8 年度 市県民税税額変更 （決定）通知書	CHAU NGOC THUY VY
令和 8 年度 市県民税税額変更 （決定）通知書	NGUYEN THI VINH
令和 8 年度 市県民税税額変更 （決定）通知書	NGUYEN THANH NHAN